

令和2年4月17日

保 護 者 各 位

苫小牧市健康こども部こども育成課

新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育等のご協力へのお願い

日頃より教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、家庭での保育等にご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、国において緊急事態宣言の対象地域を全都道府県としたところですが、保育施設は学校等とは異なり、保護者の就労など保育が必要なお子様をお預かりする施設であることから、原則開園することが国から示されており、これまで一斉休園等の要請は行わず、各施設には引き続き開所をお願いしております。

各施設では、感染予防に最大限の配慮をしながら保育を行っているところですが、国の専門者会議から提言のありました「3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）」を防ぐことは各施設での努力だけでは難しく、子どもの命と健康を守ることはもちろん、保護者やその家族、施設職員の皆様を守り、クラスター（患者集団）の発生やオーバーシュート（爆発的急増）など、これ以上の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止めるために最大限努めるべく、下記のとおり保護者の皆様へ家庭保育等へのご協力をお願いする次第です。

各家庭の皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 家庭での保育について

- (1) 緊急事態宣言の期間中は、可能な限り家庭での保育にご協力をお願いいたします。  
なお、保育が必要な方につきましては引き続き各施設で保育を行います。  
ただし、子どもの体調にはより一層ご注意いただき、体調が悪い場合の登園は行わないようお願いいたします。
- (2) 「かからない」こととして手洗い等の徹底と、「うつさない」こととして保護者様においても定期的に体温を測るなど、ご自身の健康管理の徹底のほか、発熱時等の外出は自粛願います。
- (3) 家庭保育の要請期間は、4月18日（土）から5月6日（水）までとします。

### 2 保育料について

家庭保育の要請期間に登園しなかった場合について、日割り計算とします。

※登園を控えた理由は問わず、欠席日数に応じて保育料を決定します。

### 3 その他

- (1) 各施設においては感染予防に努めているところではありますが、利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染された方の状況により施設の全部又は一部の休園を行い、必要な対策を講じることとなりますことをご理解願います。
- (2) 感染状況等は常に変化しておりますので、今後新たな感染予防対策を行う場合にご協力をお願いすることがあります。

#### 【担当】

健康こども部こども育成課

0144（32）6378